

岩手県森林整備事業実施要領の運用について

平成 22 年 8 月 3 日森整第 400 号
平成 24 年 11 月 27 日森整第 580 号
平成 25 年 9 月 2 日森整第 397 号
平成 26 年 8 月 29 日森整第 413 号
平成 27 年 9 月 8 日森整第 400 号
平成 28 年 8 月 29 日森整第 357 号
平成 29 年 10 月 6 日森整第 459 号
平成 30 年 9 月 5 日森整第 418 号
令和 元年 11 月 15 日森整第 440 号
令和 2 年 10 月 16 日森整第 492 号
令和 3 年 7 月 30 日森整第 389 号
令和 4 年 11 月 15 日森整第 501 号
令和 6 年 7 月 22 日森整第 320 号
令和 7 年 10 月 8 日森整第 424 号

最終改正 令和 8 年 3 月 19 日森整第 793 号

(趣旨)

第 1 条 森林整備事業の実施については、森林整備補助金交付規則(昭和 48 年 10 月 12 日規則第 73 号。以下「規則」という。)及び岩手県森林整備事業実施要領(昭和 48 年 10 月 12 日林業第 1192 号。以下「実施要領」という。)によるほか、この通知により実施するものとする。

(森林整備事業事前計画)

第 2 条 実施要領第 3 条第 1 項に基づき事業主体が作成する事前計画は、事業に着手する 2 週間前までに森林整備事業事前計画書(様式第 1 号)により事業を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。

2 局長は、提出のあった事前計画の内容が、規則第 2 条の事業内容及び事業主体、実施要領第 7 条第 1 項の事業規模等となっていることを確認するとともに、事業主体に対して、事前計画に沿った効率的な事業の実施を指導するものとする。

3 事業主体は、事前計画書の提出後に、次の各号に該当する変更が生じたときは、局長に事前計画の変更計画書を提出するものとする。

ア 施行箇所の変更

イ 計画量の 3 割を超える増減

4 事業主体は、花粉発生源植替えを実施する場合は、事前計画書に、植栽する苗木が実施要領第 5 条第 16 項に規定する苗木であることを証明するため、苗木生産業者への苗木発注書等の書類を添付するものとする。

5 事業主体は、実施要領第 3 条第 2 項に基づく事前計画の審査に当たり、局長から現地調査を行う旨の指示があったときは、現地調査に立会するものとする。

(農地法等により売り渡しを受けた土地の承認手続)

第 3 条 実施要領第 4 条に規定する土地の承認手続については、森林整備補助金交付申請書(以

下「申請書」という。)の提出期日の1ヶ月前までに承認願(様式第2号)により行うものとする。

2 前項の承認願は、承認しない旨の通知のない限り承認されたものとする。

(事業の実施要件)

第4条 実施要領第5条第3項に規定する林齢6年生以上(ただし、カラマツについては4年生以上)の林分を対象に下刈りを実施する場合については、事業主体(事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う代理人(以下「代理申請者」という。)を含む。)が事業実施前に事業の実施について局長に協議し、承認を得たうえで事業に着手するものとする。

2 実施要領第5条第10項に規定する更新伐を実施する場合については、更新伐の実施前に、更新伐の対象となる立木を第三者に売り払ったときは、補助の対象としないものとする。

3 更新伐の作業を林業事業体等に委託等する場合は、更新伐実施後の更新方法等を委託等の契約に明記するものとする。

4 事業主体は、更新伐を実施する場合、市町村森林整備計画を遵守し、人工造林又は天然更新により確実に更新が図られるよう実施するものとする。

5 実施要領第3条第1項に掲げる花粉発生源植替えの実施は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

(1) 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体が実施する場合に限るものとし、当該林分の主林木(スギ又はヒノキに限る。)の70パーセント以上の伐倒を行うこと。

(2) 森林経営計画に基づかないで実施する場合にあっては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることが確認できること。

(3) 野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合にあっては、実施要領第3条第1項に掲げる林木被害防止施設等整備の実施により、植栽した造林木の保護に努めること。

6 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画において計画されていること。

(補助金交付申請の単位)

第5条 補助金交付申請の内訳は、森林簿に記載の同一小班の施業番号ごととする。

2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る申請については、実施要領第7条第1項第2号の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとする。

(現地の測量)

第6条 実施要領第7条第2項第1号に規定する現地測量については、作業種が人工造林、下刈り、附帯施設等整備及び森林作業道整備の場合に限り、GNSS 測量(地球測位システムを活用した受信機による測量をいう。)を活用できるものとする。

(現地写真の提示・管理)

第7条 実施要領第7条第4項に基づき事業主体が撮影した現地写真については、しゅん工検査の際に検査員に提示し、確認を得るものとする。

(協定の締結)

第8条 実施要領第8条に規定する特定機能回復事業の協定締結については、規則別表第1に規

定する森林緊急造成にあつては森林緊急造成の施業実施協定書(様式第3-1号)を、同表に規定する被害森林整備にあつては森林整備事業の実施に係る協定書(様式第3-2号)を、同表に規定する重要インフラ施設周辺森林整備にあつては重要インフラ施設周辺森林整備の施業実施協定書(様式第3-3号)を、同表に規定する林相転換特別対策にあつては林相転換特別対策(花粉発生源対策タイプ)の実施に係る協定書(様式第3-4号)、林相転換特別対策(林野火災対策タイプ)の実施に係る協定書(様式第3-5号)、林相転換特別対策(野生鳥獣被害対策タイプ)の実施に係る協定書(様式第3-6号)を参考に行うものとする。

(補助金交付申請等の依頼)

第9条 実施要領第9条第2項に基づき、事業主体が補助金の交付申請又は受領を他の者に委任して行う場合は、森林整備事業補助金交付申請等依頼書(様式第4号)により行うものとする。

2 実施要領第9条第3項に基づき、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請又は受領を行う者(以下「代理申請者」という。)が、補助金交付申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して記載内容の確認を受けるものとする。

3 代理申請者が補助金交付申請書を作成した場合又は事業主体自ら補助金交付申請書を作成し第三者に対して補助金の受領を委任しようとする場合は、補助金交付申請書に委任状(様式第5-1号)を添付するものとする。

4 代理申請者が第3者に対して補助金の受領を委任しようとする場合は、補助金交付申請書に前項の委任状に加え、委任状(様式5-2号)を添付するものとする。

5 実施要領第9条別表3の「14 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出の提出を要しなかったことを示す書類等」の等とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 伐採及び伐採後の造林の計画に係る市町村長からの適合通知書の写し
- (2) 森林経営計画書、特定間伐等促進計画書又は経営管理実施権配分計画書の写し
- (3) 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書の写し

6 実施要領第9条別表3の「15 森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し」とは、不動産登記簿、土地課税台帳(土地課税補充台帳を含む。)、固定資産税納税通知書若しくはその他局長が認める証明書類とするものとする。ただし、市町村(財産区を含む。)の所有林において森林経営計画を策定し、その計画に基づき事業を実施する場合は、当該計画書の写しの添付に代えることができるものとする。

7 実施要領第9条別表3の「21 野生鳥獣による被害箇所を確認できる書類、協議会との連絡調整を図ったことを示す書類、本事業以外の国庫補助事業の支援を受けないことを誓約する書類」は次のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣による被害箇所を確認できる書類は、森林被害報告について(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告又は公的機関が実施した調査等に係る報告書の写しとする。
- (2) 協議会との連絡調整を図ったことを示す書類は、様式第15-1号によるものとする。
- (3) 本事業以外の国庫補助事業の支援を受けないことを誓約する書類は様式15-2号によるものとする。

8 実施要領第9条別表3の「26 針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針」は、林相転換特別対策(野生鳥獣被害対策タイプ)事業実施方針(様式第16号)によるものとする。

9 実施要領第9条第5項に基づき、補助金交付申請者が申請を行おうとするときは、申請内容を、森林整備事業に係る審査チェックリスト（別紙1）により十分確認するものとし、補助金交付申請書に、チェックリストの写しを添付するものとする。

10 実施要領第9条第9項の査定単位により補助金交付申請する場合は、当該森林所有者は、森林整備補助金交付申請に係る同意書（様式第5-3号）を補助金交付申請者に提出するものとする。

（補助金交付申請書の審査）

第10条 局長は、実施要領第10条第1項に基づき、補助金交付申請書を審査するときは、森林整備事業に係る審査チェックリスト（別紙2）に基づき行うものとする。

2 森林所有者が法人又は個人事業主の場合には、実施要領第9条別表3に掲げる納税対応状況申出書（実施要領様式第7号）により納税状況を確認するものとする。

（補助金の交付）

第11条 実施要領第11条第4項に規定する搬出材積集計表に記載のある施行地のうち、材の搬出がない箇所については、選木、伐倒及び玉切りに要する経費に限り補助するものとする。

2 実施要領第11条第4項ただし書きにある査定単位ごとの補助金算定方法は、別記により行うものとする。

3 前項の査定単位において、同一の査定単位に、搬出間伐施行地と伐捨間伐施行地（材の搬出がない施行地をいう。）を含めることはできないものとする。

（補助金の配付）

第12条 代理申請者は、実施要領第12条第1項に基づき、事業主体に補助金を配付する場合は、森林整備事業補助金調書（様式第6号）を作成し、補助金配付通知書（様式第7号）により通知のうえ、行うものとする。

2 実施要領第12条第2項に基づき、事業主体からの依頼により精算して支払うことができる経費は、次に掲げるものとする。

ア 補助金事務取扱手数料

イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

ウ 該当施行地の森林保険料

エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち、申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの。

3 代理受領者は、実施要領第12条第3項に基づき、局長に配付状況を報告するときは、補助金配付状況報告書（様式第8号）により行うものとする。

4 局長は、森林整備事業補助金交付済報告（様式第9-1号）又は森林災害復旧造林事業補助金交付済報告（様式第9-2号）を事業実施年度の3月25日までに農林水産部長に提出するものとする。

（補助金事務取扱手数料）

第13条 実施要領第13条第1項の補助金事務取扱手数料（以下「手数料」という。）を徴収できる業務は、補助金の交付関係事務の処理に必要な業務とし、その主なものは次のとおりとする。

ア 位置及び面積の把握（測量を含む。）

- イ 補助金交付申請書の作成（施業図及び位置図の作成を含む。）
- ウ 土地台帳及び附図等との照合
- エ 委任状の作成
- オ 精算依頼書の作成
- カ 補助金交付申請書の提出
- キ 補助金調書の作成
- ク 補助金配付通知書の作成（発送行為含む。）
- ケ 補助金の受領及び配付行為
- コ 領収書の受領及び整理
- サ しゅん工検査の立会い
- シ 関係用紙の印刷及び配付
- ス その他現地調査

2 代理申請者は、実施要領第 13 条第 3 項に基づき、手数料率を定めたとき又は変更したときは、2 週間以内に森林整備補助金事務取扱手数料率報告書（様式第 10 号）により補助金を申請しようとする施行地を所管する局長に報告するものとする。

（受託事業の透明化）

第 14 条 実施要領第 14 条第 4 項に基づき、森林所有者への補助金の額の通知は、森林整備補助金額通知書（様式第 11 号）によるものとする。

2 事業主体は、実施要領第 14 条第 5 項に基づき査定単位内の施行地へ補助金を配分するときは、森林所有者に明確に説明できるよう配分方法等その根拠資料を整備するものとする。

（標準単価）

第 15 条 実施要領第 15 条第 2 項に規定する標準単価のうち現場監督費については、次に掲げるいずれかに該当する場合に計上できるものとする。

- (1) 事業主体又は事業主体から請け負った林業事業体等（以下「林業事業体等」という。）と雇用契約にある労働者が現場作業を行った場合
- (2) 事業主体等が一人親方等を現場作業に従事させ、当該事業主体等が当該一人親方等の実質的管理・監督業務を行い、その状況を記録した資料を有している場合
- (3) 事業主体（生産森林組合又は特定非営利法人等の法人に限る。）の構成員が現場作業に従事し、当該事業主体として実質的な作業の管理・監督を行い、その状況を記録した資料を有している場合

2 実施要領第 15 条第 2 項に規定する社会保険料等に係る雇用保険については、保険料払込が免除になっている高年齢労働者（厚生労働省令で定める 65 歳以上の労働者をいう。）の場合は、雇用保険の加入はないものとして取扱うものとする。

（森林作業道の管理）

第 16 条 実施要領第 21 条第 1 項の森林作業道の管理の権限を有する者の決定に関する規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

- (1) 森林所有者が自己所有林に開設した森林作業道を自らが維持管理する場合
- (2) 森林所有者から森林作業道の管理を委託された森林経営委託契約者が、森林経営委託契約に基づき維持管理する場合

2 実施要領第 22 条第 2 項の森林作業道の管理の権限を有する者を定めた書面は、様式第 12 号を

参考にするものとする。

(搬出材積の算定方法)

第17条 実施要領第7条第1項第2号の「搬出材積」並びに実施要領第23条第1項の「搬出集積した伐採木の材積」とは、搬出した丸太の材積とする。

2 実施要領第23条第1項第1号の層積から材積を算定する場合の換算係数(以下「層積換算係数」という。)について、事業主体がその根拠を有していない場合は、次の係数を用いることができるものとする。

区 分	層積換算係数	算定式
針葉樹	0.5	層積 $1.0\text{m}^3 \times 0.5 = 0.5\text{m}^3$
広葉樹	0.4	層積 $1.0\text{m}^3 \times 0.4 = 0.4\text{m}^3$

3 実施要領第23条第1項第2号の重量から材積を推計し算定する場合の換算係数(以下「重量換算係数」という。)について、事業主体がその根拠を有していない場合は、次の係数を用いることができるものとする。

区 分	重量換算係数	算定式
針葉樹	1.1	重量 $1\text{t} \times 1.1 = 1.1\text{m}^3$
広葉樹	1.0	重量 $1\text{t} \times 1.0 = 1.0\text{m}^3$

(森林経営計画対象森林以外での事業実施要件)

第18条 実施要領第7条第1項第3号に規定する森林経営計画対象森林を含む林班内の施行地での補助金交付申請については、森林経営計画の策定に関する念書(様式第13-1号)を当該補助金交付申請書に添付するものとする。

2 実施要領第7条第1項第4号に係る補助金交付申請については、森林経営計画策定に関する念書(様式第13-2号)を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 前項において、事業主体が森林所有者以外の場合は、森林経営委託契約書等(森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面)の写しを併せて添付するものとする。

(更新伐施行台帳)

第19条 実施要領第18条第3項に規定する更新伐施行台帳は、様式第14号によるものとする。

(放射性物質対策について)

第20条 実施要領第25条第1項の「放射性物質対策と一体的に実施する事業内容」の実施に当たっては、事業着手前に土砂の流出状況を観察して記録するとともに、特に次に掲げる箇所は土砂の流出するおそれが高いことから、現地の下層植生等の状況を踏まえて、効果的かつ効果的な森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備を検討するものとする。

- (1) 農地、道路、住宅地その他の森林以外の土地に隣接する箇所
- (2) 土砂の崩壊が発生するおそれのある箇所
- (3) 河川や溪流沿いの箇所
- (4) 急傾斜地(原則として、おおむね30度以上)の箇所
- (5) 事業実施に伴い裸地が生ずる箇所

2 事業主体は、事業実施後の台風や豪雨等により放射性物質を含む土砂が流出したことが想定される場合には、速やかな現地確認に努めるものとする。

附 則

この運用は、令和7年度事業から適用する。

森林整備事業に係る審査チェックリスト

【申請者用】

確認印						発議者	発議年月日

申請年月日	令和 年 月 日	申請番号	第 号
申請者名			
事業名	令和 年度		
事業種目		面積(延長)	ha, (m)
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	申請書の着手、完成年月日を記入(契約締結日、計画期間等が適切であるか確認)		

森林整備補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	森林整備事業実施内訳書(実施要領様式第2-1号及び様式第2-2号)	ある なし
2	施業図(実施要領様式第3号)	ある なし
3	施業箇所位置図(5万分の1地形図)	ある なし
4	樹苗需給確認証(樹苗需給確認の対象樹種に限る)	ある なし 該当なし
5	搬出材積集計表(間伐・更新伐・防火林帯整備・一貫作業・花粉発生源植替の場合) (実施要領様式第4号)	ある なし 該当なし
	(間伐・更新伐の場合)1申請当たり、森林経営計画又は経営管理実施権配分計画ごとに搬出材積が平均10m ³ /ha以上であることを確認	
6	社会保険等加入状況調査表(実施要領様式第5号)	ある なし 該当なし
7	補助金の申請書提出及び代理受領に関する委任状 (代理人を定めて提出する場合のみとする。)	ある なし 該当なし
	補助金申請書提出前に委任されているか、委任年月日を確認	令和 年 月 日
	事業主体が森林所有者の場合、自筆による署名又は記名押印がされているか確認	自署又は押印 自署又は押印でない (自署又は押印でない場合の理由)
	森林整備完了届(実施要領様式第12号) (代理人を定めて交付申請する場合に、事業主体から代理人に提出する。)	ある なし 該当なし
8	森林作業道に係る出来高設計書	ある なし 該当なし
9	実行経費内訳書(市町村が事業を請け負わせて実施した場合、森林作業道のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係るもの。)(実施要領様式第6-1号、第6-2号)	ある なし 該当なし
10	森林作業道整備線形図 (2の施業図に必要事項を記載した場合は添付を省略することができる。)	ある なし 該当なし
11	受託又は請負契約書の写し	ある なし 該当なし
	受託又は請負により実施した場合、契約が締結されているか、契約年月日を確認	令和 年 月 日
	森林所有者については、自筆による署名又は記名押印がされているか確認	自署又は押印 自署又は押印でない (自署又は押印でない場合の理由)
	分収林契約書の写し	ある なし 該当なし
	国等との分収林契約に基づき実施した場合、分収林契約の契約年月日を確認	令和 年 月 日
	森林法施行令第11条第8号に規定する団体の規約の写し 森林所有者の団体が事業主体の場合、団体の規約の有無を確認	ある なし 該当なし

	書 類 名	確 認 欄
11	特定機能回復事業の実施に係る森林所有者等との協定書等の写し	ある なし 該当なし
	特定機能回復事業を実施した場合、市町村・森林組合等との協定の締結年月日を確認	令和 年 月 日
	森林共同施業団地協定書の写し	ある なし 該当なし
	国有林との「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」に基づき協定を締結している場合、協定締結年月日を確認	令和 年 月 日
	施業実施協定書の写し（事業主体が特定非営利法人に限る）	ある なし 該当なし
	事業主体と施業実施協定を締結している場合、協定締結年月日を確認	令和 年 月 日
12	施業面積等一覧表（森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の申請に限る）	ある なし 該当なし
13	伐採及び伐採後の造林の届出書の写し等	ある なし 該当なし
	人工造林又は樹下植栽等の実施するときは、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出の提出を要しなかったことを示す書類	
14	森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し	不動産登記簿 土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む） 固定資産税納税通知書 台帳等の記載と森林所有者が一致しない場合 戸籍謄本又は戸籍抄本 その他証明書類名（ ）
	申請書の内訳1件ごとに森林所有者及び地番を確認 （適用法令：森林整備事業しゅん工検査要領第9） 不動産登記簿、土地課税台帳、固定資産税納税通知書のいずれかを提出。台帳等の記載と森林所有者が一致しない場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を提出。	
15	納税対応状況申出書（実施要領様式第7号） （法人又は個人事業主に限る）	ある なし 該当なし
16	森林整備事業に係る審査チェックリスト （運用通知第9条第8項に基づくもの）	ある なし
17	現地写真	ある なし
	実施要領第7条第4項第1項の写真撮影基準に規定する現地写真の有無を確認	
18	森林保全再生整備の実施に係る提出書類	ある なし 該当なし
	(1) 鳥獣被害箇所が確認できる調査結果等の写し	
	(2) 鳥獣被害防止特措法に基づく協議会との調整結果報告書	
	(3) 当該事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類	
19	保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査調書	ある なし 該当なし
20	更新伐の実施前に、更新伐の対象となる立木を第三者に売り払っていないこと（立木売買契約書等の有無）を確認	ある なし 該当なし
21	林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に係る書類	ある なし 該当なし
	(1) 林野火災特別地域対策事業計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類	
	(2) 地域防災計画等に防火林帯と林野火災防止対策が位置づけられていることがわかる書類	
	(3) 防火林帯を管理する者を明らかにする書類	
22	林相転換特別対策のうち野生鳥獣被害対策タイプの実施に係る書類	ある なし 該当なし
	(1) 頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類	
	(2) 針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針	
	(3) 緩衝林帯を管理する者を明らかにする書類	
23	安全チェックシート（農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート）又はその写し	ある なし 省略
24	環境負荷軽減チェックシート（実施要領様式第13号）又はその写し	ある なし 省略
25	森林作業道作設に係るチェックリスト（実施要領様式第14号）	ある なし 該当なし

計画関係

	内 容	確 認 欄
1	森林経営計画に基づいて行うもの	ある なし 該当なし
	当該施行地が森林経営計画に登載されているか、認定（変更）年月日を確認 原則として、施業の開始時点までに、森林経営計画において計画されていること	令和 年 月 日
2	特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行うもの	ある なし 該当なし
	当該施行地が市町村が定める特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に登載されている策定（変更）年月日を確認、森林経営計画策定に関する念書及び森林経営委託契約書等の写しの提出の有無を確認	令和 年 月 日 念書 契約書
3	事前計画（花粉発生源植替え・林木被害防止施設等整備・森林作業道の場合）	ある なし 該当なし
	事業着手2週間前までに事前計画が提出されているか、提出年月日を確認	令和 年 月 日

事業地の確認

	内 容	確 認 欄
1	現況が山林以外（田・畑・原野等）又は地域森林計画の対象外の場合	該当あり 該当なし
	農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	確認済 未確認
2	保安林の有無	該当あり 該当なし
	当該施行地の地番が保安林に指定されているか保安林担当に確認	確認済 未確認
3	施行箇所が保安林の場合、保安林の伐採又は開発行為等に係る許可書又は適合通知書	ある なし 該当なし
	作業着手前に許可や適合通知がなされているか、提出年月日を確認	令和 年 月 日
4	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離 について電力会社に確認	該当あり 該当なし
	樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されている。	確認済 未確認
5	保全松林緊急保護整備の実施に係る対策対象松林の確認	該当あり 該当なし
	衛生伐を実施可能な対策対象松林 高度公益機能森林、被害拡大防止森林、地区保全森林、地区被害拡大防止森林 樹種転換等を実施可能な対策対象松林 被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林	該当の対策対象松林にチェック 高度公益機能森林 被害拡大防止森林 地区保全森林 地区被害拡大防止森林
	当該施行地の林小班が指定されているか森林保護担当に確認	確認済 未確認
	衛生伐の実施対象地における松くい虫の被害本数が5%未満であるか確認 （現地調査野帳等）	確認済 未確認
	当該施行地が森林整備事業により防護柵を設置している場合（転用制限期間内に限る。）	該当あり 該当なし
6	防護柵の設置状況を点検し、補修等が不要であることを確認	確認済 未確認

森林整備事業に係る審査チェックリスト

【振興局用】

申請年月日	令和 年 月 日	申請番号	第 号
申請者名			
事業名	令和 年度		
事業区分		面積(延長)	ha, (m)

森林整備補助金交付申請書及び添付書類

	書類名	確認欄
1	森林整備事業実施内訳書(実施要領様式第2-1号及び様式第2-2号)	ある なし
2	施業図(実施要領様式第3号)	ある なし
3	施業箇所位置図(5万分の1地形図)	ある なし
4	樹苗需給確認証(樹苗需給確認の対象樹種に限る)	ある なし 該当なし
5	搬出材積集計表(間伐・更新伐・一貫作業・防火林帯整備・花粉発生源植替えの場合) (実施要領様式第4号)	ある なし 該当なし
	(間伐・更新伐の場合)1申請当たり、森林経営計画又は経営管理実施権配分計画ごとに搬出材積が平均10m ³ /ha以上であることを確認	
6	社会保険等加入状況調査表(実施要領様式第5号)	ある なし 該当なし
7	補助金の申請書提出及び代理受領に関する委任状 (代理人を定めて提出する場合のみとする。)	ある なし 該当なし
	補助金申請書提出前に委任されているか、委任年月日を確認	令和 年 月 日
	事業主体が森林所有者の場合、自筆による署名又は記名押印がされているか確認	自署又は押印 自署又は押印でない (自署又は押印でない場合の理由)
	森林整備完了届(実施要領様式第12号) (代理人を定めて交付申請する場合に、事業主体から代理人に提出する。)	ある なし 該当なし
8	森林作業道に係る出来高設計書	ある なし 該当なし
9	実行経費内訳書(市町村が事業を請け負わせて実施した場合、森林作業道のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係るもの。)(実施要領様式第6-1号、第6-2号)	ある なし 該当なし
10	森林作業道整備線形図 (2の施業図に必要事項を記載した場合は添付を省略することができる。)	ある なし 該当なし
	受託又は請負契約書の写し	ある なし 該当なし
	受託又は請負により実施した場合、契約が締結されているか、契約年月日を確認	令和 年 月 日
	森林所有者については、自筆による署名又は記名押印がされているか確認	自署又は押印 自署又は押印でない (自署又は押印でない場合の理由)
	分収林契約書の写し	ある なし 該当なし
11	国等との分収林契約に基づき実施した場合、分収林契約の契約年月日を確認	令和 年 月 日
	森林法施行令第11条第8号に規定する団体の規約の写し	ある なし 該当なし
	森林所有者の団体が事業主体の場合、団体の規約の有無を確認	
	特定機能回復事業の実施に係る森林所有者等との協定書等の写し	ある なし 該当なし
	特定機能回復事業を実施した場合、市町村・森林組合等との協定の締結年月日を確認	令和 年 月 日
	森林共同施業団地協定書の写し	ある なし 該当なし
	国有林との「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」に基づき協定を締結している場合、協定締結年月日を確認	令和 年 月 日

	書 類 名	確 認 欄
11	施業実施協定書の写し(事業主体が特定非営利法人に限る)	ある なし 該当なし
	事業主体と施業実施協定を締結している場合、協定締結年月日を確認	令和 年 月 日
12	施業面積等一覧表 (森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の申請に限る)	ある なし 該当なし
13	伐採及び伐採後の造林の届出書の写し等	ある なし 該当なし
	人工造林又は樹下植栽等の実施するときは、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出の提出を要しなかったことを示す書類	
14	森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し	不動産登記簿 土地課税台帳(土地課税補充台帳を含む) 固定資産税納税通知書 台帳等の記載と森林所有者が一致しない場合 戸籍謄本又は戸籍抄本 その他証明書類名()
	申請書の内訳1件ごとに森林所有者及び地番を確認 (適用法令:森林整備事業しゅん工検査要領第9) 不動産登記簿、土地課税台帳、固定資産税納税通知書のいずれかを提出。台帳等の記載と森林所有者が一致しない場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を提出。	
15	納税対応状況申出書(実施要領様式第7号)	ある なし 該当なし
	(法人又は個人事業主に限る。)	
16	森林整備事業に係る審査チェックリスト	ある なし
	(運用通知第9条第8項に基づくもの)	
17	現地写真	ある なし
	実施要領第7条第4項第1号の写真撮影基準に規定する現地写真の有無を確認	
18	森林保全再生整備の実施に係る提出書類	ある なし 該当なし
	(1) 鳥獣被害箇所が確認できる調査結果等の写し (2) 鳥獣被害防止特措法に基づく協議会との調整結果報告書 (3) 当該事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類	
19	保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査調書	ある なし 該当なし
20	更新伐の実施前に、更新伐の対象となる立木を第三者に売り払っていないこと(立木売買契約書等の有無)を確認	ある なし 該当なし
21	林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に係る書類	ある なし 該当なし
	(1) 林野火災特別地域対策事業計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類 (2) 地域防災計画等に防火林帯と林野火災防止対策が位置づけられていることがわかる書類 (3) 防火林帯を管理する者を明らかにする書類	
22	林相転換特別対策のうち野生鳥獣被害対策タイプの実施に係る書類	ある なし 該当なし
	(1) 頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類 (2) 針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針 (3) 緩衝林帯を管理する者を明らかにする書類	
23	安全チェックシート(農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート)又はその写し	ある なし 省略
24	環境負荷軽減チェックシート(実施要領様式第13号)又はその写し	ある なし 省略
25	森林作業道作設に係るチェックリスト(実施要領様式第14号)	ある なし 該当なし

計画関係

	内 容	確 認 欄
1	森林経営計画に基づいて行うもの	ある なし 該当なし
	当該施行地が森林経営計画に登載されているか、認定（変更）年月日を確認 原則として、施業の開始時点までに、森林経営計画において計画されていること	令和 年 月 日
2	特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行うもの	ある なし 該当なし
	当該施行地が市町村が定める特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に登載されている策定（変更）年月日を確認、森林経営計画策定に関する念書及び森林経営委託契約書等の写しの提出の有無を確認	令和 年 月 日 念書 契約書
3	事前計画（花粉発生源植替え・林木被害防止施設等整備・森林作業道の場合）	ある なし 該当なし
	事業着手2週間前までに事前計画が提出されているか、提出年月日を確認	令和 年 月 日

事業地の確認

	内 容	確 認 欄
1	現況が山林以外（田・畑・原野等）又は地域森林計画の対象外の場合	該当あり 該当なし
	農地法の転用手続きが必要な土地でないかを市町村農業委員会に確認	確認済 未確認
2	保安林の有無	該当あり 該当なし
	当該施行地の地番が保安林に指定されているか保安林担当に確認	確認済 未確認
3	施行箇所が保安林の場合、保安林の伐採又は開発行為等に係る許可書又は適合通知書	ある なし 該当なし
	作業着手前に許可や適合通知がなされているか、年月日を確認	令和 年 月 日
4	当該施行地が送電線付近の場合、樹木と送電線との離隔距離 について電力会社に確認	該当あり 該当なし
	樹木と送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」により離隔距離が規定されている。	確認済 未確認
5	保全松林緊急保護整備の実施に係る対策対象松林の確認	該当あり 該当なし
	衛生伐を実施可能な対策対象松林 高度公益機能森林、被害拡大防止森林、地区保全森林、地区被害拡大防止森林 樹種転換等を実施可能な対策対象松林 被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林	該当の対策対象松林にチェック 高度公益機能森林 被害拡大防止森林 地区保全森林 地区被害拡大防止森林
	当該施行地の林小班が指定されているか森林保護担当に確認	確認済 未確認
	衛生伐の実施対象地における松くい虫の被害本数が5%未満であるか確認 （現地調査野帳等）	確認済 未確認
6	当該施行地が森林整備事業により防護柵を設置している場合（転用制限期間内に限る。）	該当あり 該当なし
	防護柵の補修等が不要であることを確認（現地写真等）	確認済 未確認

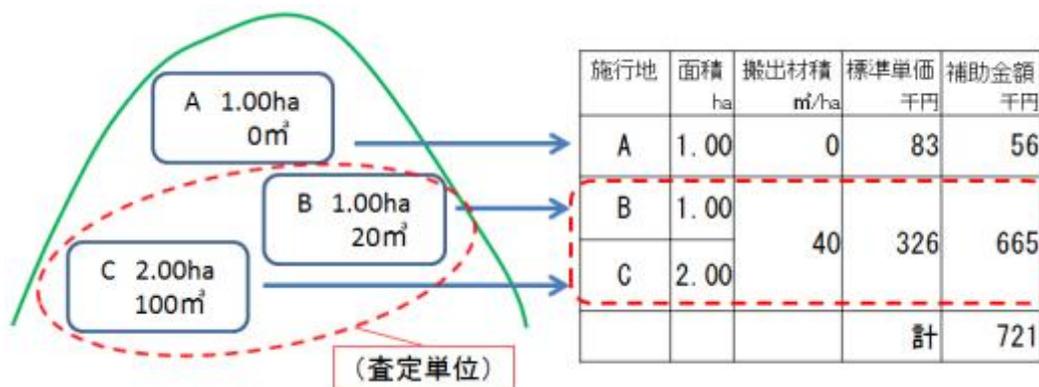
(別記)

間伐・更新伐の補助金の算定について

1 査定単位による補助金算定

複数の施行地を一体的に施行し、施行地ごとに搬出材積を区分せずに間伐・更新伐を行う場合は、関係森林所有者の同意により、査定単位による共同申請を行うことができる。

共同申請では、査定単位ごとに標準単価を適用し、補助金を算定。



2 留意事項

- (1) 次に掲げる施行地については、同一の査定単位とすることができないこと。
 - ア 搬出間伐施行地と伐捨間伐施行地
 - イ 搬出材積が $10\text{m}^3/\text{ha}$ に満たない施行地と搬出材積が $10\text{m}^3/\text{ha}$ 以上の施行地
 - ウ 伐採方法が異なる施行地
 - エ 路網や作業ポイントが異なる施行地
- (2) 事業主体は、同一査定単位内の施行地の補助金の配分方法を自ら定め、森林所有者に明確に説明できるよう配分方法等その根拠資料を整備すること。
- (3) 森林の転用等により補助金返還が生じた場合の返還相当額は、査定単位ごとに交付した 1 ha あたりの補助金額に転用面積に乗じた額となること。

岩手県森林整備事業実施要領の運用について 様式一覧表

様式	様式の名称	実施要領の運用条項
様式第1号	森林整備事業事前計画書	第2条第1項
様式第2号	承認願	第3条第1項
様式第3-1号	森林緊急造成の施業実施協定書	第8条
様式第3-2号	森林整備事業の実施に係る協定書	第8条
様式第3-3号	重要インフラ施設周辺森林整備の施業実施協定書	第8条
様式第3-4号	林相転換特別対策(花粉発生源対策タイプ)の実施に係る協定書	第8条
様式第3-5号	林相転換特別対策(林野火災対策タイプ)の実施に係る協定書	第8条
様式第3-6号	林相転換特別対策(野生鳥獣被害対策タイプ)の実施に係る協定書	第8条
様式第4号	森林整備事業補助金交付申請等依頼書	第9条第1項
様式第5-1号	委任状(委任:交付申請、受領)	第9条第3項
様式第5-2号	委任状(再委任:受領)	第9条第4項
様式第5-3号	森林整備補助金交付申請に係る同意書	第9条第10項
様式第6号	森林整備事業補助金調書	第12条第1項
様式第7号	補助金配付通知書	第12条第1項
様式第8号	補助金配付状況報告書	第12条第3項
様式第9-1号	森林整備事業補助金交付済報告書	第12条第4項
様式第9-2号	森林災害復旧造林事業補助金交付済報告書	第12条第4項
様式第10号	森林整備補助金事務取扱手数料率報告書	第13条第2項
様式第11号	森林整備補助金額通知書	第14条第1項
様式第12号	森林作業道に係る維持管理に関する協定書	第16条第2項
様式第13-1号	森林経営計画の策定に関する念書	第18条第1項
様式第13-2号	森林経営計画の策定に関する念書(特定間伐等)	第18条第2項
様式第14号	更新伐施行台帳	第19条
様式第15-1号	森林保全再生整備に係る調整結果報告書	第9条第7項
様式第15-2号	森林保全再生整備の実施に係る誓約書	第9条第7項
様式第16号	林相転換特別対策(野生鳥獣被害対策タイプ)事業実施方針	第9条第8項

様式第1号(第2条関係)

年度森林整備事業事前計画書

番号
年月日

広域振興局長 様

住所
氏名

岩手県森林整備事業実施要領第2条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 対象区域 市 地区
- 2 面積 ha
- 3 計画期間 年度 ~ 年度
- 4 施業別計画 詳細は別紙内訳及び計画図のとおり

区分	花粉発生源 植替え (ha)	林木被害防止 施設等整備 (ha, m)	(ha)	計 (ha)	森林作業道 (m)
年度					
年度					
計					

				ha				m ³ /ha		ha	ha								

				ha, m				備考											

								m	m	(m/ha)	(m/ha)						

(

様式第 2 号 (第 3 条関係)

承 認 願

年 月 日

広域振興局長 様

住 所
氏 名

農地法等の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 57 号) 第 1 条の規定による改正前の農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 61 条に基づき売渡しを受けた土地に対し下記のとおり森林整備を実施したいので、森林整備補助金交付規則に基づく補助対象地として承認いただきたく願います。

- 記
年 月 日
- 1 国から売渡しを受けた期日
 - 2 土地の所在 市 (郡) 町 (村) 大字 地割 番地
 - 3 売渡しを受けた土地の種類及び面積
附帯地 ha その他 ha 計 ha
 - 4 森林整備をしようとする土地の種類及び面積
 - 5 過去において補助金の交付を受けて実施した森林整備事業の種類及び面積

(注) 森林整備の実行により今後の営農上の支障の有無に関する該当市町村、農業委員会の意見書を添付するか、又は承認願に意見の記入を受けて提出すること。

森林緊急造成の施業実施協定書 (3者による協定雛形)

市(町・村)(以下「甲」という。)、 森林組合(以下「乙」という。)
及び森林所有者 (以下「丙」という。)は、 年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林について、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、適切な森林整備を行うとともに、針広混交林(広葉樹林)への誘導を目的とするもの。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、 年 月 日から 年 月 日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間)

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)の所在等は、別紙1に定めることとする。

(森林の整備)

第4条 乙は、丙の所有する前条の対象森林について、次の整備を行うものとする。

(1)

該当する施業の内容を記載すること。

(2)

(3) その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

(責務)

第5条 乙及び丙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 第3条に掲げる森林(以下「対象森林」という。)の適切な維持管理に努めること。

(2) 協定期間中は、対象森林を皆伐しないこと。

(3) 協定期間中は、対象森林を森林以外へ転用しないこと。

ただし、公用、公共用に供される場合はこの限りでない。

(4) 対象森林で森林施業を行う場合は、市町村森林整備計画を遵守した施業を行うこと。

(5) 乙は、丙が行う対象森林の施業等に協力すること。

(助言及び指導)

第6条 甲は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 乙及び丙に対し、この協定の目的が達成されるよう助言及び指導すること。

(2) 乙及び丙が更新伐を行った場合は、市町村森林整備計画に適合する適切な更新施業を指導すること。

(災害等による損害)

第7条 自然災害その他乙の責に帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第3者に生じた損害については、甲と乙はその責任を負わない。

10

11

12

森林整備事業の実施に関する協定書(3者による協定雛形)

(目的)

第1条 市(町・村)(以下「甲」という。)、 森林組合(以下「乙」という。)及び森林所有者 (以下「丙」という。)は、 年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実施に関して、この協定を締結する。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、 年 月 日から 年 月 日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間)

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)の所在等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	樹種	林齢	面積(ha)	備考

(森林の整備)

第4条 乙は、丙の所有する前条の対象森林について、次の整備を行うものとする。

(1)

(2)

(3) その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

(責務)

第5条 乙及び丙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 第3条に掲げる森林(以下「対象森林」という。)の適切な維持管理に努めること。

(2) 協定期間中は、対象森林を皆伐しないこと。

(3) 協定期間中は、対象森林を森林以外へ転用しないこと。

ただし、公用、公共用に供される場合はこの限りでない。

(4) 対象森林で森林施業を行う場合は、市町村森林整備計画を遵守した施業を行うこと。

(5) 更新伐を実施した場合は、人工造林又は天然更新により確実に更新させること。

(6) 乙は、丙が行う対象森林の施業等に協力すること。

(助言及び指導)

第6条 甲は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 乙及び丙に対し、この協定の目的が達成されるよう助言及び指導すること。

(2) 乙及び丙が更新伐を行った場合は、市町村森林整備計画に適合する適切な更新施業を指導すること。

(災害等による損害)

第7条 自然災害その他乙の責に帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第

10

11

12

重要インフラ施設周辺森林整備の施業実施協定書(協定雛形)

森林組合(以下「甲」という。)、森林所有者(以下「乙」という。)、重要インフラ施設管理者(以下「丙」という。)及び市(町・村)(以下「丁」という。)は、○年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、国の重要インフラ施設周辺森林整備を活用し、鉄道等の重要な生活基盤の関連施設(以下「インフラ施設」という。)に近接した森林において事業を実施するにあたり、各関係者の合意の下、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

(連絡体制の構築)

第2条 甲、丙及び丁は、円滑な事業実施にあたっての連絡体制を確立する。また、甲及び丁は乙に対して必要な情報を提供する。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、年月日から年月日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間)

2 特に必要のある場合には、甲、乙、丙及び丁の協議の上、この協定を更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第4条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)の所在等は、別紙1に定めることとする。

(森林組合の役割)

第5条 甲は、対象森林について、次の条件を遵守する。

- 1 事業等により適正な森林整備を実施する。
- 2 事業実施にあたり、インフラ施設へ影響する可能性がある範囲で施業する場合は、第2条の連絡体制に基づき、施業実施日を丙へ事前に連絡する。
- 3 乙との連絡および事前調整について、丁と協議し実施する。
- 4 事業による発生材の処理については甲にて実施し、林外への運搬が困難な場合は、林縁等に残置するなど必要な林外への流出対策措置を講じること。
- 5 協定締結から事業実施までの間に、対象森林においてインフラ施設に直接影響を及ぼしている、または、及ぼすおそれがある倒木等を確認した場合及び、第6条第6項により乙より情報提供があった場合は、丙に情報を提供する。

(森林所有者の役割)

第6条 乙は、対象森林について、次の条件を遵守する。

- 1 事業実施後も対象森林の適正な維持管理に努める。
- 2 対象森林のうち事業により整備された森林については、事業完了の翌年度の初日から起算して概ね10年間は、皆伐または森林以外への転用を行わないこと。なお、皆伐または森林以外へ転用する場合であって、甲が求めたときは、甲が交付を受けた転用等の箇所の補助金相当額並びに該当区域を確定するための測量等実費相当額を甲に支払う。

10

11

様式第3 - 4号(第8条関係)

特定機能回復事業(林相転換特別対策(花粉発生源対策タイプ))の

実施に関する協定書(3者による協定雛形)

市(町・村)(以下「甲」という。) 森林組合(以下「乙」という。)及び森林所有者(以下「丙」という。)は、年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、花粉発生源であるスギ人工林を花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉発生源対策に資することを目的とする。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、年月日から年月日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間)

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であり、その所在等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	樹種	林齢	面積(ha)	備考

(森林の整備)

第4条 丙は、第3条に掲げる森林において、次の整備を行うものとする。

- (1) 該当する施業の内容を記載すること。
- (2)
- (3) その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

(責務)

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、乙及び丙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙及び丙に助言等を行うこと。

(2) 乙の義務

ア 第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲及び丙に報告すること。

イ 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を遵守すること。

ウ 植栽する苗木については、花粉の少ない品種又は花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種であることを確認すること。

(3) 丙の義務

ア 乙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定の期間中は対象とする森林を転用しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(災害等による損害)

第6条 自然災害その他甲及び乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び乙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 丙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、丙は、乙が負担した第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が第4条の施業のための費用相当額を乙に支払うものとする。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに乙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第8条 次の各号に該当するときは、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 丙が第5条(3)イに違反したときは、丙は、乙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を乙に支払うものとする。

2 乙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、県に返還するものとする。

(転用等の協議等)

第10条 丙は、諸事情により第5条の事項が遵守することができなくなることが判明したときは、第8条の規定に関らず、甲と乙にその旨を速やかに報告するものとする。

2 乙は、前項により丙から報告があったときは、その内容を確認の上、広域振興局長に協議し、とるべき対応の指示を受けるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 市

市長

(乙) 森林組合

代表理事組合長

(丙) 住所

氏名

様式第3 - 5号(第8条関係)

特定機能回復事業(林相転換特別対策(林野火災対策タイプ))の
実施に関する協定書(3者による協定雛形)

市(町・村)(以下「甲」という。) 森林組合(以下「乙」という。)及び森林
所有者 (以下「丙」という。)は、年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実
施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図る
ために実施する施業により、林野火災対策に資することを目的とする。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、年月日から年月
日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間)

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を
更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)の所在等は、次に掲げる
とおりとする。

所在地	林小班	樹種	林齢	面積(ha)	備考

(森林の整備)

第4条 丙は、第3条に掲げる森林において、次の整備を行うものとする。

(1) 該当する施業の内容を記載すること。

(2)

(3) その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

(責務)

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行
するものとする。

(1) 甲の義務

乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、
乙及び丙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙及び丙に助言等を行うこと。

(2) 乙及び丙の義務

ア 乙は、第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑
義について速やかに甲及び丙に報告すること。

イ 防火林整備を実施した場合は、人工造林又は天然更新により確実に更新させる
こと。

ウ 丙は、乙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をし
ないこと。

エ 協定の期間中は対象とする森林を転用しないこと。

オ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(災害等による損害)

第6条 自然災害その他甲及び乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第3者に生じた損害については、甲及び乙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 丙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、丙は、乙が負担した第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が第4条の施業のための費用相当額を乙に支払うものとする。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに乙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第8条 次の各号に該当するときは、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 丙が第5条(2)エに違反したときは、丙は、乙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を乙に支払うものとする。

2 乙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、県に返還するものとする。

(転用等の協議等)

第10条 丙は、諸事情により第5条の事項が遵守することができなくなることが判明したときは、第8条の規定に関らず、甲と乙にその旨を速やかに報告するものとする。

2 乙は、前項により丙から報告があったときは、その内容を確認の上、広域振興局長に協議し、とるべき対応の指示を受けるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 市

市長

(乙) 森林組合

代表理事組合長

(丙) 住所

氏名

様式第3 - 6号(第8条関係)

特定機能回復事業(林相転換特別対策(野生鳥獣被害対策タイプ))の
実施に関する協定書(3者による協定雛形)

市(町・村)(以下「甲」という。) 森林組合(以下「乙」という。)及び森林
所有者 (以下「丙」という。)は、 年度森林整備事業(特定機能回復事業)の実
施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐために実施する緩衝林帯の整備に
より、野生鳥獣被害対策に資することを目的とする。(この協定は、野生鳥獣の生
息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化を図るために実施する施業により、野生
鳥獣被害対策に資することを目的とする。)

(協定の期間)

第2条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、 年 月 日から 年 月
日までとする。(実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低5年間(針広混交林
化や広葉樹林化を図るものは、最低10年間)

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を
更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)の所在等は、次に掲げる
とおりとする。

所在地	林小班	樹種	林齢	面積(ha)	備考

(森林の整備)

第4条 丙は、第3条に掲げる森林において、次の整備を行うものとする。

- (1)
- (2)
- (3) その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

(責務)

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行
するものとする。

(1) 甲の義務

乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、
乙及び丙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙及び丙に助言等を行うこと。

(2) 乙及び丙の義務

ア 乙は、第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑
義について速やかに甲及び丙に報告すること。

イ 丙は、乙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をし

ないこと。

ウ 協定の期間中は対象とする森林を転用しないこと。

エ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(災害等による損害)

第6条 自然災害その他甲及び乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害及び第3者に生じた損害については、甲及び乙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 丙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、丙は、乙が負担した第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が第4条の施業のための費用相当額を乙に支払うものとする。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに乙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第8条 次の各号に該当するときは、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 丙が第5条(2)ウに違反したときは、丙は、乙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を乙に支払うものとする。

2 乙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、県に返還するものとする。

(転用等の協議等)

第10条 丙は、諸事情により第5条の事項が遵守することができなくなることが判明したときは、第8条の規定に関らず、甲と乙にその旨を速やかに報告するものとする。

2 乙は、前項により丙から報告があったときは、その内容を確認の上、広域振興局長に協議し、とるべき対応の指示を受けるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 市

市長

(乙) 森林組合

代表理事組合長

(丙) 住所

氏名

様式第4号（第9条関係）

年度森林整備事業（ 事業）補助金交付申請等依頼書（例）

年 月 日

代理申請者 様

住 所
氏 名

（ 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

私は、補助金の交付申請及び補助金の受領に関して、貴殿に依頼します。
なお、補助金を受領するには、下記の代金を精算されるよう併せて依頼します。

記

精算代金

- (1) 補助金事務取扱手数料
- (2) 申請に係る事業地に使用した苗木代
- (3) 申請に係る事業地に対する森林保険料
- (4) この事業に使用した肥料代及びテープ（縄等）代
- (5) 委託事業に係る委託料
- (6) 上記(1)～(5)に係る消費税等相当額

（別紙）

年度森林整備事業（ 事業）実施内訳明細書

例1・・・造林の場合

事業の 所在	事業種	作業種	造林前 の状況	造 林 の 明 細				事業着工 終了年月日
				樹 種	苗 令	植栽本数	面 積	
					年生	本	ha	

例2・・・造林以外の場合

作業種	森林の所在地	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	備 考

記載上の注意

- 1 （ 事業）欄には、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業の別に記載すること。
- 2 （請求及び）の部分は森林災害等復旧造林事業の場合のみ記載すること。
- 3 事業主体が森林所有者の場合（法人を除く。）は、自筆による署名又は記名押印を行うこと。
- 4 依頼する内容のみを記載することとし、必要に応じて適宜加除修正して使用すること。
- 5 作業種については、「森林整備補助金交付申請書作成要領」別表2に基づき記載すること。
- 6 森林作業道については、造林種類別に面積欄に延長を（ ）書きで記載すること。
- 7 別紙様式の内容は、事業内容に応じ適宜変更して構わないこと。

委 任 状

年 月 日

広域振興局長 様

(委任者)

申請番号	住 所	委任者氏名	印

私(ども)は、下記の者を代理人と定め、上記申請番号の森林整備に対する 年度森林整備補助金(森林災害等復旧造林事業補助金)に係る交付申請及び(請求並びに)受領に関する一切の権限を委任します。

記

1 代理人

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 振込先(再委任しない場合に限る。銀行(支店)名、口座名、口座番号を記載のこと。)

2 復代理人(再委任する場合)

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

(注) 1 請求の委任(「請求並びに」の部分)は、森林災害等復旧造林事業についてのみ適用させること。

2 申請番号は、森林整備事業実施内訳書又は森林災害等復旧造林事業実施内訳書と一致させること。

3 日付は、委任者全員の委任が完了した日で、かつ申請書提出以前の日付とする。

4 委任者氏名の自署又は記名押印は委任者本人が交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認した上で行うこと。

5 多人数の場合は欄のみ別紙で作成して続ける。この場合の割印は、便宜上前頁の最後の委任者と次頁の最初の委任者が押印することとする。

6 委任状の消印は、便宜上次のとおりとする。

- (1) 委任状の文面の抹消、訂正 - 筆頭者、最後の委任者
- (2) 当人に係る事項の抹消、訂正 - 当人の印鑑を使用

7 収入印紙は不要とする。

8 ()書きの欄については、修正又は削除のうえ記載すること

(1)

(2)

			(ha)

様式第6号（第12条関係）

森林整備事業（ 事業 ）補助金調書

年度

申請 番号	事業主体名	樹種	造 林 面 積	決 定 補 助 額	精 算 受 領 額	受 領 年 月 日	確 認 受 領 印	備 考

備考 この様式は、代理人を定めて補助金を受領した場合に用いること。

（注）様式については、適宜変更してかまわないこと。

（ A 4 ）

様式第7号(第12条関係)

年度 補助金配付通知書(例)

年 月 日

様

代理人

さきに申請の委任があった 年度森林整備補助金(森林災害等復旧造林事業補助金)について今回補助金額が決定、交付されました。ついてはさきに承諾を受けた条項に基づき、下記のとおり精算のうえ配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、順守されるよう併せて通知します。

記

1 精算額 円

2 配付方法(いずれか該当する番号を で囲む。)

(1) 口座振込 月 日 銀行(信用組合、農協等) 支店貴殿預金口座に振り込みました。

(2) 現金受付 月 日 時~ 時の間に本状及び印鑑持参のうえ までお出掛け下さい。

3 補助金配付内訳書 ()

申請 番号	施行 地地 番	樹種	面積	補助額 (A)	差 引 額								精算額 (A)-(B)
					苗木代	肥料代	テープ (縄) 代	受託料	保険料	手数料	消費税 相当額	計 (B)	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)()欄には森林整備事業にあつては事業の細区分名を、森林災害等復旧造林事業については事業名を記載する。

4 交付条件(森林整備事業の場合)

- (1) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと。
- (2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること。(衛生伐、更新伐、防火林帯整備、附带施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。)
- (3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業(保全松林緊急保護整及び林相転換特別対策のうち野生鳥獣被害対策タイプ

(緩衝林帯の整備を目的として実施するものに限る。) を除く。) にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間) に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。) する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に必要な行為又は林業生産基盤整備道整備若しくは山村強靱化林道整備若しくは林業専用道整備若しくは森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する広域振興局長(以下「局長」という。) にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法第37条第1項の規定による公告があつた同法第35条第1項の経営管理実施権配分計画に基づいて行われたものについて、同法第40条の規定による当該経営管理実施権配分計画の認定の取消しを受けたときは、当該取消しを受けた日から起算して過去5年以内に行われた当該事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 花粉発生源植替えのうち森林経営計画に基づかずに行われたものについて、当該花粉発生源植替えを実施した森林が当該事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象である森林にならないとき(天災その他のやむを得ない事情によるものとして局長が認めるときを除く。) は、交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 更新伐、防火林帯整備又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の実施年度の翌年度の初日から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐、防火林帯整備又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐及び防火林帯整備にあつては、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (9) 長期育成循環施業において、個別林分型の更新伐を実施した場合にあつては更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、モザイク林誘導型の更新伐を実施した場合にあつては施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助

金相当額を返還すること。

- (10) 面的複層施業において、更新伐を実施した場合にあっては更新伐を実施した後の立木の材積が森林環境保全整備事業に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (11) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に係る補助金以外の補助金（国の補助に係るものに限る。）の交付を受けたときは、当該森林保全整備につき交付を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること。

様式第 8 号 (第 12 条関係)

補助金配付状況報告書

年 月 日

広域振興局長 様

事業主体の長

年度森林整備補助金 (森林災害等復旧造林事業補助金) の配付が終了したので、岩手
県森林整備事業実施要領第 12 条第 3 項に基づき、補助金配付状況報告書を提出します。

補助金配付状況報告書

()

交 付 決 定		配 付 状 況					摘 要
年月日	決定額 (A)	年月日	金 額	人 数	差 引 項 目	金 額	
	円		円		事務取扱手数料	円	手数料率 %
					森 林 保 険 料		
					苗 木 代 金		
					肥 料 代		
					テープ (縄) 代		
					受 託 料		
					消費税等相当額		

(注) () 欄に事業名を記載する。

年 月 日

様

補助金交付申請者

森林整備補助金額通知書

さきに委託契約を締結し、事業を完了しました森林整備事業に係る補助金額は、下記のとおり
となっておりますのでお知らせします。

記

施行地番	面積 (ha)	事業種	交付を受けた森林整備補助金の額 (円)

森林作業道に係る維持管理に関する協定書（参考例）

（甲と乙の 2 名の森林において開設した森林作業道を
甲と乙が共同で維持管理する場合の協定書）

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、
年度森林整備事業において、 年 月に開設（改良、復旧）した森林作業
道
線（ 市 町 番 （別紙位置図等のとおり。)) の
維持管理について、次のとおり協定する。

第 1 条 森林作業道の維持管理は、甲と乙が共同で行うものとする。

第 2 条 維持管理に要する費用は、甲と乙が負担するものとする。

第 3 条 この協定書は、協定締結以後に当該森林作業道に関する権利者になった
者についても、その効力があるものとし、甲又は乙は責任をもって承継させる
ものとする。

第 4 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定
めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印又は署名のうえ
各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

広域振興局長 様

森林経営計画策定予定者

森林経営計画策定に関する念書

私（森林経営計画策定予定者）は、森林経営計画が策定されている森林と一体的に間伐又は更新伐を行った下記施行地について、今後、森林経営計画の対象森林に含めるよう次の事項について誠実に履行します。

記

1 事業主体名

2 対象森林

補助金 申請番号	森林 所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	樹種	林齢

3 履行事項

- (1) 単独又は同一林班内等に森林経営計画が作成されるなど共同作成により計画作成の要件を満たすことが可能となった場合には、速やかに森林経営計画を作成すること。
- (2) 事業実施箇所について、森林経営計画の作成を目的として、実施主体の氏名又は法人名・団体名の情報を市町村林務担当部局又は同一林班で森林経営計画を策定する予定の第三者へ提供することに同意すること。
- (3) 同一林班内の森林所有者に対し森林経営計画の策定に関する呼びかけを行うこと。

(注)森林経営計画策定予定者が森林所有者の場合(法人を除く。)は、自筆による署名又は記名押印を行うこと。

					(ha)		

(1)

(2)

(3)

()

()

森林保全再生整備の実施に係る協議会との調整結果報告書

項 目	内 容		
1 事業名	特定機能回復事業（被害森林整備）・森林保全再生整備		
2 事業主体名			
3 事業内容			
4 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
5 実施箇所等	地 番	林小班	面 積
(1) 被害箇所			ha
(2) 実施箇所			ha
5 協議会との調整事項			
6 その他			

				(ha)

林相転換特別対策 (野生鳥獣被害対策タイプ) 事業実施方針

事業主体 : _____

1. 基本的な考え方

--

2. 針広混交林化、広葉樹林化、緩衝林帯整備の実施地区及び面積、整備の考え方

事業年度	所在市町村	実施地区	対策 (事業内容)	面積 (ha)	整備の考え方・方法

3. 緩衝林帯整備箇所の維持・管理の方針及び管理者

--

期間 :

管理者 :